

豊類公正競争規約作成連絡会

第19回 幹事会 概要

日時：平成30年2月6日（金）10：30～12：30

場所：農林水産省生産局 第1会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本豊事業協同組合2名、全国豊材料卸商組合連合会2名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国豊材商社1名、全国豊産業振興会1名、全日本ISO豊振興協議会2名、全日本JIS豊床工業協同組合1名

：オブザーバー 消費者庁、農林水産省

議事概要：

先月末の全日本豊事業協同組合（以下、全日豊）の理事会でなされた規約に関する決議について報告があった。その後、午後の合同委員会に向け連絡会として今後の取組について議論した。アンケートの暫定結果と、主な発言については以下のとおり。

【アンケート暫定結果】

設問	割合
① 規約案がスリム化されて豊店の負担が軽減されたのは良かった。規約の推進を継続して欲しい。公正競争規約が認定されたら入会するつもり。	24.9
② 今すぐ公正競争規約ではなく、業界内で統一の「豊仕様書」を試行して認知された後に規約を考えればどうか。とりあえず一時凍結が望ましいと思う。	38.6
③ このような規約案では全日豊加盟豊店にメリットがない。規約の推進はやめるべき。公正競争規約が認定されても入会するつもりはない。	36.5

※対象者数 2,976名、返信総数 996名（回収率 33.5%）

【主な発言】

○全日豊の理事会の結果について

- ・全日豊理事会では、②が最も多かったことから、組合としての規約推進姿勢については「一時凍結」となった。しかし規約の制定に向けてこれまで年月を掛けてきたことから、すべてを無にするのはどうかという意見もあり、豊の表示について「自主的に行う」所までは決まった。

一時凍結は後ろ向きでは無く、規約に囚われず豊の表示を普及させて業界スタンダードとなるべく努力をして行く必要があるという認識。今後も本会合に出席することについては理事会で承認を得ている。

- ・①と②を合わせて60%以上いるが、③も②と同数あり、これも尊重する必要がある。規約から一度離れて規約の内容を普及させたい。
- ・豊仕様書（案）や情報の伝達など、これまで議論した内容を自主的に行うことは、議論しても良いのか。
- ・川上から川下までのシステムを普及させていこうという取組については、悪いことではないし、行おうという認識はあるが、規約となると尻込みする。
- ・規約を無視すると豊仕様書（案）が「何を根拠に？」となる。自主的に進めて行くことで豊仕様書（案）が適切か、書きやすいか等、やりながら進めて行ってはどうか。

○凍結の捉え方について

- ・「いつまで凍結するか」という話は、25%（①に回答した割合）がある程度の数になるまでであり、数ヶ月単位ではなく、それなりの年月が必要。
- ・「凍結」には2種類あり、理解者を増やしながら進む方法と、なし崩し的に止めていく方法がある。昼仕様書（案）は（規約を無視して）で運用することは出来ない。「凍結」をどの様に捉えるのか考えなければならない。
- ・個人的には、年単位で凍結し、判断していったらどうか。その間に理解者を増やすための活動をする。
- ・1年間凍結しても変わらないのではないか。年月を掛けているので、「施行」は後に置いて、消費者に対してのアクションを起こしてもらって、業界として1回動いてみてはどうか。
- ・「凍結」が一人歩きしても困る。「規約の認定申請手続き」を一時凍結するとしてはどうか。その間に規約を回す。進捗状況は確認しなければならない。
- ・全日昼としては、自主的な取組は推進している。
- ・昼仕様書（案）の作成をよしとしているのであれば、（規約を）進めてはどうか。

○総会に向けて

- ・総会では規約案と自主的な取組を進めて行くことを話す必要がある。

○その他

- ・消費者に対して一番近いのが昼店である。これだけの数字で決めるべきではない。これまでの時間を無駄にしたくない。これが流れたら8団体が一緒にやることは二度と無いだろう。
- ・昼店も消費者へ最低限の情報を流す。昼仕様書（案）は、この場で作ったものだから、実際に消費者が必要とする情報とは別であると思う。もっと簡素化できるかも。
- ・（規約の取組については）流通業者は簡単で、（昼店へ）情報を流すだけなのだが、昼店は大変だろう。高齢者も多いのもっと簡単にならないか。
- ・最近、昼店も客と相対できちんとやっているから、「仕様書を付けてまでやる必要は無い」という意見もある。
- ・昼店がいかに賛同するかが重要。全日昼に入っていない組合にも声を掛けてはどうか。

○消費者庁からのコメント

- ・7団体としては規約を推進していくという立場であり、全日昼も推進していくということで理解してよいか。
- ・規約の認定申請手続きは一時凍結、連絡会としては、規約（案）を自主基準として取り組む周知活動をしていくことを総会で報告するということがよいか。

以上